

鳥取県告示第4号

平成23年鳥取県告示第583号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）ドラッグコスモス両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間が終日とあるが、鳥取県公害防止条例及び鳥取県公害防止条例施行規則により該当地は午後10時から翌日午前6時まで45デシベルと厳しい深夜騒音の規制基準が設けてあるので、トラックの出入り及びシャッターの開閉に配慮が必要である。

3 縦覧に供する期間

平成24年1月10日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課